

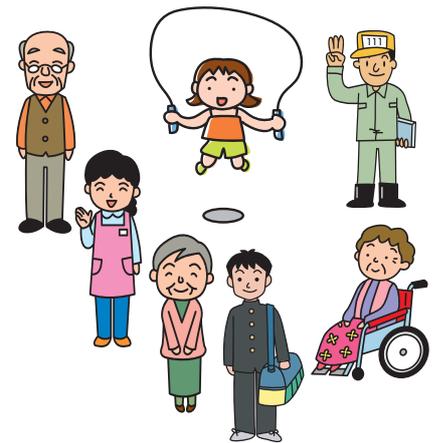
北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.26

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者(社)北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

高齢者の消費者被害は、依然として、後を絶ちません。

悪質な業者は、ひとり暮らしの高齢者や特に誰にも相談できない高齢者を狙っています。高齢者の消費者被害の特徴のひとつとして本人の被害者意識が希薄なことも多く、再び被害を受けることも見受けられます。周りに相談できる人が居ないということは、被害の発見を遅れさせ、被害拡大に繋がりがねません。

北海道消費者被害防止ネットワークは、社会福祉団体や学校関係、行政機関などと連携し、地域ぐるみで高齢者等をフォローし、消費者被害を少しでも未然に防止できるよう取り組んでいます。

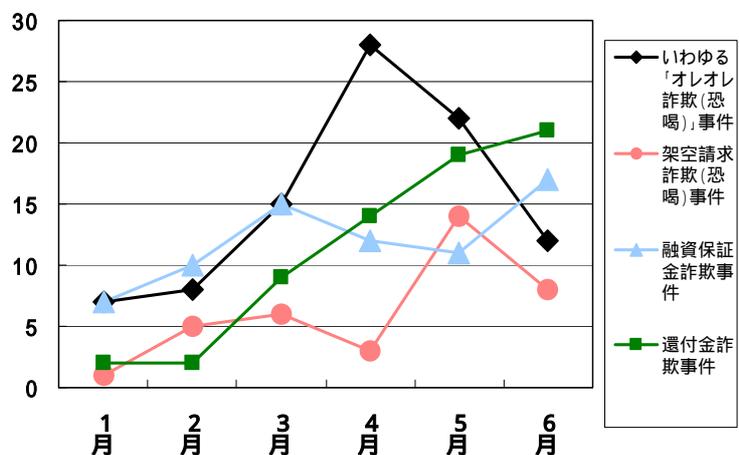


だまされるな！融資保証金詐欺(貸します詐欺) 「振り込め詐欺」による被害が増加しています

北海道警察によると、平成20年になってから「オレオレ詐欺事件」や「架空請求詐欺事件」は、それぞれ減少傾向になっているのに対し、「融資保証金詐欺事件」や「還付金詐欺事件」は増加傾向にあり、特に「融資保証金詐欺事件」は、6月までの累計件数が72件と、昨年1年間の78件に迫る勢いです。

全国的にも増加しており、警察によると今年上半期の被害件数は、1万1755件で過去最悪のペースです。そこで、警察庁と法務省は、これら犯罪の未然防止として、ATM周辺における携帯電話の使用自粛や、顔の見えない状態でATM操作をしない環境づくりなど「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」の協力を要請しています。道内でも金融機関が、ATM付近での携帯電話の禁止などについて取り組みをすすめています。

平成20年振り込め詐欺事件(1～6月)



北海道警察ホームページ

『北海道内の「振り込め詐欺(恐喝)」事件認知

・検挙状況等について(認知件数のみ)』より作成)

増加している「融資保証金詐欺事件」とは・・・？



❖実際には融資しないにもかかわらず、融資するとDMなどを送付して、融資を申し込んできた者に対し、保証金などの名目で現金を預金口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺事件をいいます。

❖直接DMや携帯メールなどが消費者へ送られることもありますが、多重債務を整理できるかのような団体名により、ネット上にホームページを開設し、多重債務者を誘導する手口をとる場合もあるようです。

❖北海道立消費生活センターに実際に寄せられた情報をもとに、その手口の一例をみてみましょう。

【道北在住・パート社員(50代)のケース】

数社に借り入れがあり、現在返済中。

過払い金が出るのがあると知り、その方法が知りたくて、興味本位で過払い金が請求できるという相談センター(以下「相談センター」)のホームページへアクセスした。

無料の相談フォームに債務内容を記入し送信したところ、『過払い金が約165万円ある。是非、請求していただきたい。』という内容の返信メールに動揺し、現在の借り入れ先や残額などの個人情報を知らせてしまった。

すると“「債務整理」というブラックリストに載る方法”と“ブラックリストに載らない方法”があり、借り入れがある状態のまま、過払

い金の請求をかけると、ブラックリストに載ってしまうと説明された。

勧められたのは、ブラックリストに載らない方法で、借り換えローンを利用し、今ある借り入れを完済してから、過払い金を請求するものだった。

『A社(金融機関)やB社(信販会社)からも、相談センターを通じて過払い金請求のための借り換えを希望していると紹介してもらえば、借り入れの審査を通りやすくすると言われている。』と説明され、『事前に、審査が通るか打診してみましよう。』という言葉を用い、名前、生年月日、住所、年収までも知らせてしまった。つづく➤

過払い金の返還とは
「利息制限法」に基づく法定金利で再計算をし、既に支払っている金額との差額があれば、それを過払い金として返還を求めることができます。再計算は、返済中でも出来しますので、完済している必要はありません。



→ つづき

相談センターから、『プロ野球のオーナーにもなっているB社（信販会社）で5.9～12%の利息で仮審査が通った。担当者に電話連絡をし、申し込みをしてほしい。』と連絡があり『まず、審査のための手続きをしてほしい。』と説明された。

B社の提携会社だというC社（サラ金）の近くへ行ってから、電話での指示を待った。指示は『無人受付機での会員登録。年収や就業形態などは偽りの登録をすること。貸付限度額の満額である50万円を引き出すこと。』さらに、『契約書、カード、引き出しの際の明細書、現金50万円を全て相談センターへ送付すること。』だった。

全て指示通りにしたが、偽りの内容での会員登録や審査目的にもかかわらず満額まで借入れをすることについて不審感を抱き、メールで確認した。それに対し『パートで収入が少ない小口顧客だと、C社の提携先であるB社へ審査データが届かない。』と説明され、そんなものかと納得してしまった。

しかし、C社のホームページで契約内容を確認すると、自分の借入れ額が50万円とその利息という普通の借入れをしている状態になっていることや、借入れが審査のためならば、相談センターへ現金送付をしたことで、C社への借入れは完済されるべきだと、さらに不

審に思い、その後も何度かメールで連絡をとったが、その都度、『会員増加月間で利息はかからず、1ヶ月後に登録画面の記録は消える。』等の説明をされ、しばらく待つことにした。

その後、約束の1ヶ月がたってもC社のホームページから記録は消えず、利息は増加。

さらに、相談センターとは全く連絡がとれなくなり、騙されたとわかった。



騙されないためには

低金利で高額な融資をするという内容の、突然、送られてくるDM(ダイレクトメール)や携帯メールには注意が必要です。

正規の金融機関が、融資をする前に、お金を振り込ませることはありません。“保証金”などの口実でお金を振り込ませようとする手口には注意しましょう。

困ったら、相談できます

「過払い金」の再計算や債務整理などの法律相談は

各地域にある弁護士会、司法書士会
や日本司法支援センター法テラス
(TEL 0570-078374)

もしも、振り込め詐欺の被害にあったら
すぐに最寄りの警察や利用した金融機関に連絡しましょう。

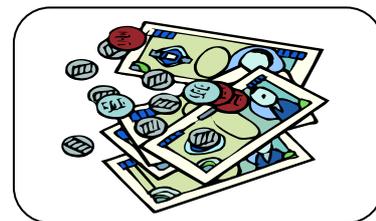
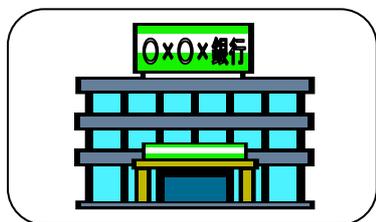
北海道警察本部警察相談センター
(TEL 011-241-9110)

「振り込め詐欺救済法」が 6月21日施行されました

☆「振り込め詐欺救済法」(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律)は、詐欺や財産を侵害する罪の犯罪行為によって、振り込みが利用された場合に、その被害者に対し、被害回復分配金の支払い手続き等を定めるものです。これにより、「振り込め詐欺事件」の被害にあった方の被害金を取り戻すことができるようになりました。



預託保険機構のHP



「振り込め詐欺等の被害金」支払いの流れ

被害者が警察と金融機関に申し出る

(犯罪に利用された預貯金口座を凍結)

預託保険機構は、「犯罪に利用された口座の公告」をホームページに掲載

預金保険機構ホームページ <http://www/dic.go.jp>

被害者は、振り込んでしまった口座がないか、ホームページで確認

預金保険機構は、「被害金支払いを受け付ける公告」をホームページに掲載(30日以上)

被害者が、振込先の金融機関に支払いを申請

金融機関は、被害者に被害金を支払う

詳しくは、金融庁、預金保険機構、
金融機関までお問い合わせ下さい。

6月末、消費者被害防止ネットワーク構成団体に、新たに北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課・障害者保健福祉課が加わり 37 団体となりました。今後とも、ネットワークの趣旨に賛同する機関・団体等がありましたらお知らせ下さい。

ネットワークの輪を全道に広め各機関、団体が連携し、消費者被害の未然防止をはかりましょう。